

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和7年 5月14日
佐賀大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1.令和6年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2.環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-1 建築物の設計に係る契約、④-2 建築物の維持管理に係る契約、④-3 建築物の改修に係る契約並びに⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、④-1 及び⑤について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

④-1 建築物の設計に係る契約

設計業務について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

⑤ 産業廃棄物処理に係る契約

事業者の環境への配慮を点数化し取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式）を実施した。

なお、①電気の供給を受ける契約については裾切り方式による一般競争入札を実施したが、不調となった。また、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-2 建築物の維持管理に係る契約及び④-3 建築物の改修に係る契約については該当する案件がなかった。